

●香川県告示第185号

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）第45条の2第1項の規定により昭和53年香川県告示第497号で指定した収納計器取扱者について、次のとおり変更があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年6月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 名称及び変更後の代表者の氏名
香川県庁消費生活協同組合
廣瀬 義文
- 2 証紙代金収納計器の設置場所
高松市鬼無町佐藤20番地10
高松市香西東町278番地1
高松市国分寺町福家甲1258番19号